

公認グラウンド・ゴルフ指導員の任務、資格取得基準について

【制度のねらい】

公認グラウンド・ゴルフ指導員は、文部科学省において平成 12 年に策定されたスポーツ振興基本計画に基づき、公益財団法人日本スポーツ協会が平成 17 年から計画的に養成している指導者で、公益財団法人日本スポーツ協会と公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会（以下「本協会」という）の両方で認定する指導者です。

この公認指導者制度は、21 世紀の生涯スポーツ社会の実現のために、各スポーツ団体の指導者の素養を一層高めるとともに、国が具体的な施策として推進している総合型地域スポーツクラブにおいて実際の指導に当たることのできる人材を確保することが主なねらいです。

【公認指導員の任務】

本協会の公認グラウンド・ゴルフ指導員の任務は、大きく 2 つあげることができます。

その 1 つは、地域のスポーツ活動の普及振興に貢献することです。単にグラウンド・ゴルフにかかわることのみならず、都道府県及び市区町村のスポーツ人材バンクに登録され、そこからの要請に基づくスポーツ指導に積極的に応じなければなりません。多様なスポーツ欲求をもつ人々に対して、スポーツ全般にかかわる科学的な知見等に基づいた指導に当たることが必要となってきます。

その 2 つは、都道府県協会の運営や各種事業（大会及び研修会）の企画・運営・実施の役割を担うことです。都道府県協会が主催する 3 級普及指導員養成講習会の講師を務めることも当然の任務です。

また、本協会の認定コース規程に基づいて、都道府県協会が申請を行う際の調査報告書への視察結果の記載も任務といえます。

このように、公認グラウンド・ゴルフ指導員の任務は、地域におけるスポーツの普及振興の任務及び都道府県協会における幅広い実務をあげることができます。

【資格取得の基準等】

他のスポーツ団体の指導員と同等の資質能力を有し、都道府県、市区町村、関係機関・団体などへ責任をもって派遣できる指導員を養成するため、公認グラウンド・ゴルフ指導員の資格取得の基準等は以下のとおりとします。

① 1 級普及指導員としての活動期間

1 級普及指導員の資格更新を 1 回以上行い、指導実績及び実務経験を有する指導者を資格取得候補者とします。

② 1 級普及指導員としての活動実績

1 級普及指導員の資格取得後の具体的な活動実績を考慮し、適任者を日体協へ推薦します。

③ 推薦母体

1 級普及指導員の資格を認定する本協会が推薦母体です。都道府県体育協会を経由した申請は認めません。